

地方統計機構について（概要）

- 国の大規模な統計調査の実施に当たっては、地方公共団体（都道府県、市町村）を地方統計機構として活用。
- このうち都道府県では、国の統計調査を的確に実施するために統計主管課を設置し、統計主管課には、国の統計調査に従事する統計専任職員を配置（平成 19 年度：全国で 2,103 人）。
- 国は、これらの統計専任職員の配置に係る経費として、「統計調査事務地方公共団体委託費」を都道府県に交付（平成 19 年度予算額：約 118 億 9,500 万円）。
- なお、厚生労働省においても、福祉・衛生分野の統計専任職員を配置。

○ 地方統計機構整備要綱（昭和 22 年 7 月 11 日 閣議決定）（抄）

二 方針

- 1 国の必要に基いて行う統計調査は、一貫して国の直接の監督の下に、国の経費を以て行うのを原則とし、統計の真実性と統一性を確保する。
- 2 これがため、地方に、統計官及び全額国庫支弁の統計主事又は統計事務に従事する専任の吏員を配置し、各庁の行うセンサスの調査の事務を一括して行わしめる。

○地方財政法（抄）

（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）

第 10 条の 4 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。

- 二 国が専らその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費

都道府県統計専任職員定数の推移

(単位:人)

年 度	統計専任職員定数	削減数	摘 要
昭和22～23	5,030		
24	4,345	△ 685	欠員率を基にした国の行政整理
25	3,910	△ 435	国の行政整理
26			
27	3,714	△ 196	国の行政整理
28			
29	3,528	△ 186	} 国の10%行政整理(昭和29年度)に伴い、地方統計職員も29、30年の2年分に分けて8%の削減
30	3,417	△ 111	
31			
32	3,233	△ 184	国庫補助職員全体の削減の一環
33～42			
43	3,201	△ 32	} 第一次定員削減 5%(昭和43～46年度) 161人
44	3,158	△ 43	
45	3,115	△ 43	
46	3,072	△ 43	
47	3,094	22	} 沖縄復帰に伴う増員73人、第二次定員削減 5%(昭和47～49年度) 153人
48	3,043	△ 51	
49	2,992	△ 51	} 第三次定員削減 2.4%(昭和50～51年度) 71人
50	2,957	△ 35	
51	2,921	△ 36	
52	2,898	△ 23	} 第四次定員削減 2.4%(昭和52～54年度) 69人
53	2,875	△ 23	
54	2,852	△ 23	
55	2,829	△ 23	} 第五次定員削減 1.68%(昭和55～56年度) 47人
56	2,805	△ 24	
57	2,777	△ 28	} 第六次定員削減 5%(昭和57～61年度) 140人
58	2,749	△ 28	
59	2,721	△ 28	
60	2,693	△ 28	
61	2,665	△ 28	} 第七次定員削減 5%(昭和62～平成3年度) 133人
62	2,638	△ 27	
63	2,611	△ 27	
平成元	2,584	△ 27	} 第八次定員削減 4.52%(平成4～8年度) 114人
2	2,558	△ 26	
3	2,532	△ 26	
4	2,509	△ 23	
5	2,486	△ 23	
6	2,463	△ 23	
7	2,440	△ 23	
8	2,418	△ 22	
9	2,398	△ 20	} 第九次定員削減 3.31%(平成9～12年度) 80人
10	2,378	△ 20	
11	2,358	△ 20	
12	2,338	△ 20	} 定員削減 5.09%(平成13～17年度) 119人
13	2,314	△ 24	
14	2,290	△ 24	
15	2,266	△ 24	
16	2,242	△ 24	
17	2,219	△ 23	} 新たな定員削減(17～21年度で10%225人を削減予定)
18	2,146	△ 73	
19	2,103	△ 43	

統計専任職員に係る予算等の推移

○ 統計専任職員の俸給

統計調査事務地方公共団体委託費における平成19年度の統計専任職員の俸給月額は、26万5,600円、一般職の職員の給与に関する法律の行政職俸給表（一）2級49号の格付。

○ 統計調査事務地方公共団体委託費

統計調査事務地方公共団体委託費の予算科目別内訳（補正後）

（単位：千円）

年度 科目等	平成 14	15	16	17	18	19 (当初)
統計調査事務 地方公共団体 委託費	12,925,115	12,307,572	11,893,927	12,433,100	11,711,165	11,895,343
職員基本給	7,422,074	7,104,233	6,898,033	6,909,481	6,731,753	6,814,521
職員諸手当	3,052,998	2,855,548	2,814,754	2,821,349	2,704,757	2,734,249
共済負担金等	2,368,759	2,267,971	2,101,768	2,123,872	2,095,768	2,133,754
旅費	10,714	10,667	10,621	10,577	4,485	3,516
事務費	70,570	69,153	68,751	68,534	174,402	209,303
賃金 (国調賃金職員等)	—	—	—	499,287	—	—
(参考) 配置定数(人)	2,290	2,266	2,242	2,219	2,146	2,103

(注) 「共済負担金等」とは、公務災害補償費、共済長期負担金、共済短期負担金、退職手当、児童手当をいう。

地方統計機構整備要綱

昭和 22 年 7 月 11 日
閣 議 決 定

1 趣旨

統計の改善発達を図るためには、実際調査の事務に当る地方統計機構の拡充とその機能の刷新を行うことが不可欠の条件であるが、この点についてさきに第 92 回帝国議会における統計法案審議に際して附帯決議が行われた趣旨に鑑み、なお、連合軍最高司令官の要請によって派遣されたアメリカ統計視察団団長ライス博士の報告書の中に示された勧告の趣旨に従って、地方統計機構の急速な整備を図ろうとするものである。

2 方針

- (1) 国の必要に基いて行う統計調査は、一貫して国の直接の監督の下に、国の経費を以て行うのを原則とし、統計の真実性と統一性を確保する。
- (2) これがため、地方に、統計官及び全額国庫支弁の統計主事又は統計事務に従事する専任の吏員を配置し、各庁の行うセンサスの調査の事務を一括して行わしめる。
- (3) 右の機能充実によって地方集計の範囲を拡大し、製表事務を敏速ならしめ、調査の結果の地方行政における利用価値を高める。

3 要領

(1) 統計官の配置

- イ 各都道府県に地方事務官又は地方技官たる統計官（差当りは統計事務に従事する専任の官吏）を置く。
- ロ 都道府県における統計官の任免は、2 級官吏については内閣総理大臣が行い、3 級官吏については都道府県知事が行うこととするも、統計事務の特殊性に鑑み、統計委員会は必要に応じ意見を述べるができるものとし、あわせて中央、地方及び地方相互間の人事の交流を可能ならしめる。
- ハ 統計官の直接の指揮監督は、都道府県知事がこれに当り、各統計調査の事務に関しては、その主管大臣が都道府県知事を通じて、これを指揮監督する。

(2) 市区町村統計専任職員の配置

- イ 市区町村に全額国庫負担の統計専任吏員（市区においては統計主事及び統計主事補、町村においては統計書記という。）を置き、国の行う各種統計調査の事務並びに統計調査員の指導に当たらしめる。
- ロ 右吏員の身分上の監督は、市区町村長がこれを行う。

ハ 国の行う各種統計調査の事務については、それぞれ主管官庁の指示に従い都道府県の統計官がこれを監督する。

ニ 市区町村に対する全額国費負担の統計専任吏員の配置は別表(二)による。(別表(三))

4 措置

- (1) 本案実施のため、統計法施行令及び地方自治法施行規程の一部を改正するものとする。
- (2) 本案に必要な経費は昭和 22 年度追加予算に計上することとし、本年度既定予算中にこの案と重複する関係各庁の経費は、これに統合するものとする。(別表(四))
- (3) 本年度予備支出によつて臨時国勢調査のために確保した要員(7、8両月分)は、本案に引継ぐものとする。

別表 (一)(二)(三)(四) 省略

平成19年度統計費関係地方交付税単位費用

統計費は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）、「その他の行政費」中の「その他の諸費」として位置付けられていたが、平成19年度に、經常経費のうちの企画振興費及びその他の諸費等の統合・見直しが行われ、「包括算定経費（人口）」が創設されたことに伴い、「包括算定経費（人口）」の「総務費」の中に位置付けられることとなった。

また、平成19年度の「包括算定経費（人口）」は、簡素な基準で算定するという趣旨から、平成18年度の算定方法を基礎としているものの、従来のような詳細な算定根拠は示されていない。

1 都道府県経費

人口170万人を標準規模として算出した当該地方公共団体の行う統計調査、統計事務の充実普及、統計書の編さん事務に関する経費：28百万円。

2 市町村経費

人口10万人を標準規模として算出した国又は当該地方公共団体の行う統計調査事務に関する経費：17百万円。

（注） 「平成19年度地方交付税制度解説（単位費用篇）地方交付税制度研究会編」（財団法人地方財務協会発行）による。

[参考1] 平成18年度都道府県経費

区 分	金 額	積 算 内 容
給 与 費	千円 14,440	
需 用 費 等	2,244	通信運搬費、旅費等
負担金、 補助及び交付金	12,050	市町村交付金（調査員手当）等
歳 出 計	28,734	

[参考2] 平成18年度市町村経費

区 分	金 額	積 算 内 容
	千円	
給 与 費	14,060	
報 酬	1,764	調査員報酬
需 用 費 等	1,470	印刷製本費（市勢要覧、市統計書）、旅費等
歳 出 計	17,294	

(注) 「平成18年度地方交付税制度解説（単位費用篇）地方交付税制度研究会編」
 (財団法人地方財務協会発行) による。